

第20回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成16年6月23日(水)

13時30分

場 所 せら文化センター

世羅郡三町合併協議会

第20回世羅郡三町合併協議会会議録

| | | | | | |
|--------------------------|---------------|-------|-------|-------|----|
| 召集年月日 | 平成16年6月23日(水) | | | | |
| 召集の場所 | せら文化センター | | | | |
| 開会日時 | 平成16年6月23日(水) | | | | |
| 議長 | 上本 仁志 | | | | |
| 会議録署名人 | 檜谷 睦宏 | 松村 明美 | 三木 俊三 | | |
| 甲 山 町 | | 世 羅 町 | | 世羅西町 | |
| 委員氏名 | 出欠 | 委員氏名 | 出欠 | 委員氏名 | 出欠 |
| 山口 寛昭 | | 松山 理人 | | 上本 仁志 | |
| 水間 茂 | | 後藤審三郎 | | 前原 春夫 | |
| 小川 信晃 | | 藤井 忠孝 | | 神川 晴昭 | |
| 豊田 勲 | | 徳光 義昭 | | 井上 忠則 | |
| 鈴木 道弘 | | 新井富士男 | | 前迫喜久真 | |
| 岡本 明美 | | 坂東 辰男 | | 岡田 桂子 | |
| 石岡 省吾 | | 梶川 耕治 | | 田丸 克之 | |
| 佐藤 陽美 | | 真野 綾 | | 井上 幸枝 | |
| 黒木 武彦 | | 寺田 弘美 | | 横山 昇司 | |
| 荒瀬 聖子 | | 松村 明美 | | 奥田 正和 | |
| 井口 紀介 | | 幾島 文江 | | 溝上 春雄 | |
| 檜谷 睦宏 | | 蔵敷 広之 | | 三木 俊三 | |
| 12名 | | 11名 | | 11名 | |
| 委員総数36名 / 出席委員34名 | | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|----|-------|--|----|
| 顧 問 | | | | | |
| 顧問氏名 | | 出欠 | 顧問氏名 | | 出欠 |
| 小島 敏文 | | | 横山 泉 | | |
| 監査委員 | | | | | |
| 監査氏名 | | 出欠 | 監査氏名 | | 出欠 |
| 橋本 武生 | | | 田中 修三 | | |
| | | | 野曾原文男 | | |

第20回世羅郡三町合併協議会会議録索引

| 事件番号 | 会議事件名 | ページ |
|--------|--------------------------|-------|
| | 開会 | 1 |
| | 会長あいさつ | 1～2 |
| | 会議録署名委員の指名 | 3 |
| 報告事項 | | |
| 報告第26号 | 廃置分合の告示について | 2 |
| 報告第27号 | 町章の選定について | 3～5 |
| 報告第28号 | 新町の行政機構について | 5～27 |
| 報告第29号 | 公の施設の名称について | 27～28 |
| 報告第30号 | 新町の指定金融機関について | 29～31 |
| 協議事項 | | |
| 協議第72号 | 平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定について | 31～34 |
| 協議第71号 | 平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算について | 34～36 |
| その他 | | 36～40 |
| | 閉会 | 40 |

午後 1時30分開会

山口事務局長 定刻となりましたので、ただいまから第20回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日は皆様におかれましてはお忙しい中、第20回協議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告をいたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち32名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

上本会長 皆さん、こんにちは。

梅雨という時期であります。何かとご多忙をきわめていただく中で、本日、第20回合併協議会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。

先立っては台風6号の襲来ということでありましたが、幸いに広島県をそれてほっとしたところでございます。皆様方におかれましてもいかがでありましたでしょうか。

また、本日も尾三地域事務所長横山さんにご臨席いただいております。ご助言方よろしくお願いたします。

さて、6月は各町においては定例会議会中でもございますが、その中で、県下では台風並みの展開も発生しての状況が下へ流れてきております。今日に至って流れはそうなのかと思えますものの、市長としての説明責任の重大さにおいて、いささかの戦慄を覚えるところであります。少しばかりのため息も出るところでございますが、この程度にさせていただきます。

前回3月だったと思いますが、第19回合併協議会を開かせていただいた以降、合併事務の調整を進めておりますが、確認いただいております40項目の調整で、条例規則、規程要綱830のうち、約60%を上回る570程度が調整されておると聞いております。もう少し調整に時間のかかる項目もあるようでございますが、本日は報告事項として5項目を上程させていただきます。特に、新町における組織機構等ではありますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、協議事項として、15年度の決算認定、16年度の補正予算のご審議を煩わせますので、よろしくお願いたします。

以上、開会にあたりましてのあいさつとします。

山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては、会長と交代をいたします。

上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり、議事を進めさせていただきます。

次第3(1)会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名、その都度指名させていただいております。本日第20回協議会の会議録署名委員には、次の方をお願いしたいと思います。甲山町檜谷委員、世羅町松村委員、世羅西町三木委員の3名の方を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

続いて、次第3(2)の報告事項に移ります。

報告第26号廃置分合の告示についてを報告します。

山口事務局長。

山口事務局長 資料1ページをお開きください。

報告第26号廃置分合の告示について。

世羅郡3町の廃置分合について、別紙のとおり告示されたので報告する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

2ページに官報告示の内容を掲載をしております。これをもちまして、広島県世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、これらの区域をもって世羅郡世羅町を設置する旨広島県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき告示するという事と、この右の処分は、平成16年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成16年4月12日。総務大臣麻生太郎ということで、これですべての合併協議、3町合併に向けての法的手続が完了したというものでございます。

以上です。

上本会長 ただいま報告しましたことで、ご質問がございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようでございますので、続いて報告第27号町章の選定について報告します。

山口事務局長。

山口事務局長 資料3ページをお開きください。

報告第27号町章の選定について。

町章の選定について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

4ページをごらんください。

4ページにつきましては、町章の選定についてということで、選定の方法について、3点整理をしております。世羅郡3町の住民及び出身者を対象に公募し、応募作品の中から5候補を幹事会で選定を行い、この幹事会で選定した5候補の中から、協議会で投票により1作品を最終決定をいただくという形で選定をしていくというものでございます。

町章決定までのスケジュールでございますが、6月15日、既に募集開始をしております。7月15日までの間町章募集をしまして、7月16日から下旬にかけて応募作品を整理をいたします。7月下旬に5候補及び補欠候補の選定を幹事会で行いまして、8月上旬に類似調査を業者委託によりまして行いたいと、このように計画をして進めております。

8月中旬に、協議会へする最終の5候補を確定をしまして、協議会委員の皆さんで、8月に予定している協議会で5候補を事前に送付をしたもので、協議会で1作品を決定をいただくと、こういうスケジュールで町章の選定を行っていくというものです。

その他のところに記載をしておりますが、開庁式において、町章の序幕と町旗の掲揚を行い、決定された作品の応募者に対して、賞金と賞状を授与するということで考えております。

5ページは、これは募集チラシということで、既に世羅郡7,000戸世帯と各町の役場窓口でそれぞれ配布をしておりますけれども、この中で、応募資格、募集期間、募集内容、応募方法を選定及び決定、発表等について記載をしております。

6ページは、世羅町の町章応募用紙ということで、この応募用紙により郵送または持参をいただく中で応募いただくというものでございます。

以上で説明終わります。

上本会長 町章選定についての報告をしましたが、ご質問ございますでしょうか。

豊田委員。

豊田委員 甲山の豊田です。募集をされるところで、どのぐらいが予想されますか、募集の。類似団体等ではどういう状況であったか。

また、最終的には1つですが、5件を選定する。あと一つに決めるところですが、5点については、何ら賞金もあれもないわけですか。前回、名前、町名ではありましたよね。

それから、賞金30万円なってますが、これは何で30万円が適当なのか。どういう根拠で30万円になるのかという根拠がわかりません。

それから、もちろんたくさん出るでしょうから、いい作品がたくさん出ると思うんですが、あれでも余り好ましくないの、もう仮によ、仮に好ましくないのであった場合どうするんか。第2次募集でもするんか。いやあ、その中からもう選ばにゃしようがないということになるのかどうかお尋ねします。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 豊田委員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の募集の状況はどうかと。応募状況、他地域でどの程度出るのかということのご質問でございますけども、これにつきましては、既にやっている神石高原町なり、安芸高田市、三次市、こういった事例で申し上げますと、神石高原町が、やはりこれはこの世羅郡三町と同じような形で、募集範囲については郡内出身者までということで取り扱われたようでございます。これによりますと220通余り応募があったようでございます。安芸高田市とか三次市については、全国で応募可能ということでやられておりますので、その場合は、安芸高田市が約2,200、三次市が1,600、こういった形で、非常に数の多い形になっているようでございます。したがいまして、世羅郡三町につきましては、神石高原町程度は応募いただけるのではないかとということで期待をしているところでございます。

次の2点目でございますけども、5点の選んだ場合の商品等はどうかというところでございますが、これにつきましては、優秀作品1点ということで、あくまでも合併協議会の中で、協議会の委員さんに一点を絞っていただくための作品の5候補という形で考えておりますので、最終作品をもって優秀作品と、こういう形で整理をしていきたいということで進めておるところであります。

次が、30万円の根拠でございますけども、これは非常に、50万円でも10万円でも

20万円でもいろんな考え方があるわけですが、そうは言いましても、一定の基準の中で30万円という線を出しとります。これは、他地域が募集をしてる中身でいきますと、神石高原、安芸高田市につきましても、30万円の最優秀という形で整理をしてるようでございます。したがって、やはり町章ということになりますと、町のマークとして、未永く町の発展等に寄与していくマークであるということから、やはり最優秀の作品については30万円が適当ではないかということで幹事会において協議をし、町長協議の場でも一定の整理をいただいてきたということでございます。

次に4点目に、好ましくないものばかりが応募された場合には再公募するのかというご質問でございますけども、基本的には、今回の募集で、好ましいか好ましくはないかというのは、あくまでも最終的に協議会委員の皆さんに投票いただく中でご判断をいただくことになろうと思いますし、皆さんから出てくるものは誠心誠意込めた作品が出てくるものだということで思っておりますので、新世羅町にふさわしい町章ということで選定に当たっていきたい、このように考えております。

以上です。

上本会長 他にご質問がございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようでございますから、続いて報告第28号新町の行政機構について報告させていただきます。

山口事務局長。

山口事務局長 資料7ページをお開きください。

報告第28号新町の行政機構について。

新町の行政機構について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

8ページをごらんください。

新町行政機構図であります。本所と支所、そして教育委員会を初めとした行政委員会等で整理しております。また、この組織図には職員、これには嘱託や兼務も含むわけですが、常駐する施設を掲載をしておるものでございます。

この新町行政機構につきましても、事務機構及び組織で協議いただきました住民サービ

スに十分配慮し、1点目として、住民にわかりやすく利用しやすい組織機構。2点目に、迅速な事務処理と意思決定を可能とする組織機構。3点目に、行政組織の専門家等による高度で多様なサービスが提供できる組織機構の方針に基づき、整理しているものでございます。

ごらんいただきますように、町長部局につきましては、本所が12課3室34係としており、支所には支所長を置き、4課7係としております。1点鎖線で囲んでおりますところが、それぞれ本所と支所の関係をあらわしたものでございます。

続いて、教育委員会部局については、2課4係、給食センターと、こういう形にしております。

議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会には事務局をそれぞれ置きまして係を設けております。監査委員については、事務を行う係を設けておるというこういう形で、機構図として報告をさせていただくようにしております。

以上で説明を終わります。

上本会長 以上報告しましたが、どうでしょうか、少し時間をとってからご質問の時間に入りましょうか。

それでは、10分休憩させていただきます。

2時に再開させていただきます。

午後 1時50分休憩

午後 2時00分再開

上本会長 それでは、休憩を閉じさせていただいて質問を承ります。

随時ご発言ください。

溝上委員。

溝上委員 世羅西の溝上です。支所の機能の中で、仕事の中で、調整課とか町民福祉課というのはある程度イメージできるわけですが、産業課というのが、どういうイメージを持ったらいいのか。仕事内容あるいはその中の陣容あるいは決済というところで、中身を少し説明していただきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 支所の産業課についてのお尋ねであります。事務局からの説明にもありましたように、1点鎖線でくくりをしております。本所でいいますところの産業観光課、振興係、開発係、商工観光係、そういったところの関係の業務ということが中心になろう

かと思えます。

具体的に、庶務規程といいますが、そういった内容言いますと、産業課の産業係、支所の産業係におきましては、農業振興に関することであるとか農業経営に関すること等、あるいは6次産業の育成とかそういったこと、または林業の関係ほか全項目で9項目を庶務規程として上げておるところであります。

よろしいでしょうか。

上本会長 はい、溝上委員。

溝上委員 人員がどの程度配置されるかというのは、そういうことはまだ検討はされていないのでしょうか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 新町の10月1日現在の人員でありますけど、9月末の退職者を想定しまして全部で270名という数を、今現在で掌握しております。そのうち本所関係、これが146名、支所の関係26名というふうな数字を、今のところ予定をしておるところであります。また、教育委員会関係が43名ということで、その他保育所であるとか議会事務局であるとか、そういったところを含めて270名ということで掌握しております。

上本会長 他にご質問がございますか。

はい、小川委員。

小川委員 甲山の小川です。例えば、建設課なら建設課のところ、土木係と国県事業係、こういうようになるとるんですが、そこへまた管理係が置かれとるんですが、私は、この組織自体を見ますと、今の町でやっているものの延長の形のものがこうして出てきているように思われるんですが、ある程度専門分野的なところを入れることはできないものか。それと申しますのも、例えば1つの事業を行うにも、例えば農村整備課の方で事業を行うと、その事業に対して発注から契約、すべての作業をそこで、振興課でやらなきゃならない。そうしますと、そこへ行くスタッフが、すぐれた人材がそこへ行って、すべてのことがわかるような者がそこへ行くとれば、同じレベルの建設課はある程度そこら辺はわかっておられまじょうが、わからない部が、課が出てくると思うんです。例えば用地を購入しようとか、そのところの契約関係、地域住民とのかかわりというようなものがいっぱい出てあるものを、出てくるものをすべてその担当部署で、こうして発注から完了までを補う組織になっていると思うんですが、そこらの考えは、これでいけんという考えじゃないんですが、ある程度専門分野的なところをできないものか、まずそれが1点と。

それから、下の方へ書いてあります議会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員ですが、監査委員のところへ庶務係がこうしておられるんですが、これは、今の庶務係は議会議務局の方へ委託されているんじゃないかなと思うんですが、ここの組織機構は単独で、例えば監査委員のところは監査の庶務係を置くのかどうか、そこら辺がちょっと、農業委員にしてもこれは現実に、今のどこかへこれが入ってくるようにも思うんですが、組織としてはこの形でいいのでしょうかどうか、そこら辺をご説明願います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 それでは、最初の1点目の質問でございますが、専門的分野を置いてはどうかということがございました。この点につきましては、この組織を検討する中で、そういった意見もあるというふうなことで検討をしてまいったところであります。県等におきましては、例えば尾三の総合庁舎等におきましては、そういった、横断的な庶務の係というんですか、総務というんですか、そういったものが置かれて契約等は一挙にそういったところでやられておるといふふうなことをお聞きして、新町の場合もそういったケースを考えてみました。しかしながら、県の場合、県が行っているほど町がそのことを行うことによってメリットがあるかというところを、やはり協議してきたところです。その結果、やはり末端の自治体においては、そのようにまとめることによるメリットというんですか、そこが少ないのではないかというふうなところで、各課での積み上げというんですか、そういった格好でこういうふうな決定をさせていただいたところあります。確かに検討はいたしました、その点につきましては。

それと、表の下段のところでありますけど、要するにそれぞれ職員を置くのかということであろうかと思っておりますけど、併任辞令を予定しているところもあります。それにつきましては、選挙管理委員会、農業委員会事務局長というんですか、選挙管理委員会事務、それから農業委員会事務局、監査委員事務、これは併任を予定しております。

そして、職員の方でありますけど、係の方でありますけど、選挙係は1名は併任を予定しております。それから、監査の庶務係についてはすべてを併任ということで考えております。

以上です。

上本会長 他にご質問がございますか。

寺田委員。

寺田委員 世羅町の寺田です。新町の行政機構図によりますと、本所並びに支所に課が

置いてあるわけですが、特に本所の町民課、福祉課と支所の町民福祉課、また本所の産業観光課と支所の産業課等々、支所、本所にそれぞれ課があって同じ名称の課が支所、本所にも、内容の同じ仕事をする課があるということにかかわって、これらのどういった、どのような課の関係になるのかということと、そのことが、新しく生まれる世羅町新生、世羅町としての一体性を損なうものにはならないのかどうか、そこらのことについてお尋ねをいたします。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 本所、支所のかかわりにつきましては、先ほども申し上げましたように、1点鎖線で囲んであるところが、本所の事務を支所で、その一部を行っていくというふうに整理をしておるところであります。

そして、それぞれかなり、本所の課あるいは支所の課の決裁規程、事務分掌等を決定しつつありますが、一応の決定はしておりますが、そういったところで、事務分掌等あるいは決裁規程等で、その辺の区分はしておるところでありまして、二重の構造にならないような方法をとっていると思っております。

上本会長 寺田委員、よろしいですか。

他に質問。

荒瀬委員。

荒瀬委員 甲山町の荒瀬です。先ほどの金尾助役さんのご発言の中でお聞きしてありましたら、かなり配置人数についてももう検討されてるような感じがするようなご回答のように私の方は受けたんですけれども、法定協の中で公民館のあり方を、社会教育だけでなくもっと広い意味で公民館を活用できるような存在でなければいけないんじゃないかというようなご提案は申し上げたわけですが、それについては、この組織図を見ている限りではどこにもあらわれてないように思いますので、配置人数でも決まっておりましたらそれをお教えいただいて、決まっているところまでしか当然おっしゃられないと思いますけれども、今現在での進行している状況をご説明いただければと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 先ほど本町、支所あるいは教育委員会などの予定する職員数を申し上げたところではありますが、まだ最終的に、これすべて人の張りつけが伴いますんで、今現在でここに何名ということちょっと避けさせてもらいたいと、発表を避けさせてもらいたいと思います。

公民館につきましては、それぞれの公民館名が出てますけど、これは以前の協議会でも申し上げましたとおり、各館に1名の職員を配置をするという計画にしております。

上本会長 はい、坂東委員。

坂東委員 世羅町の坂東です。昨年来、甲山町の井口委員とともに、商工観光課の設置をお願いしとりました。今日に至っても商工観光係ということで、産業観光課の中で係的な役目を設定されてるようなんですが、商工業並びに観光というのをどう考えられて係にされているのか。課への昇格をお願いしているにもかかわらずこういう提案が出てきているということに関して、ご意見をお伺いしたいなと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 他にも情報関係で情報課をというようなご要望がございました。そういった中でいろいろと検討を、幹事会なりあるいは町長会を含めて検討を行ってまいりましたが、どういった検討をしたのかということもあろうかと思うんですが、産業観光ということで役場へ来られてその位置というんですか、名称というんですか、そういった存在をはっきりすることによって、その係で商工観光を推進していくんだということを前面に打ち出すことによってそのことは解決できるのではなかろうかというふうなことで、産業課を産業振興課になったらどうかと思うんですが。産業観光課に改め、また商工観光係ということで整理をさせていただいたところであります。

上本会長 いいですか。

黒木委員。

黒木委員 甲山町の黒木でございます。昨年の11月5日にこの機構図が示されまして、これはあくまでもイメージ図だということで示されました。先ほど来お話が出ておりますように、それぞれこれはこうあるべきじゃないかというふうな意見も申し上げてたくさん出たわけでございます。今日お示しいただいたのを見ますと、一部ではその要望を受け入れたのかなという感じもするんですけども、ご説明の中に、皆さんがこうという意見を言うたけれども、その検討してきたけど、こういうふうな結果になったんだというご説明がないから、我々委員がどこまで本気になって検討して下さったのかということがわかりづらいと思うんです。例えば情報課の問題については強く出ました。情報課の問題。確かに、企画情報課という名前が入ってます。その中身をどのように検討されたのか。まあ情報課がありゃええわという程度なのかどうなのか。

それから、今の坂東委員の方からお話がございました商工課の問題、それから先ほどの

公民館の問題、いろいろみんなの意見を聞いたんだけど、最終的にはこのようになったんだというご説明があったらいいんじゃないかなと。ただ、こういうようになったんですというので、どうももう半年ぐらい前のことなんで大分忘れとるんですけども、私はこの前のをずうっと読んできました。だけど、これを、案をいただいたときに、それがどの程度生かされてるのかなあというのが、甚だ疑問に思うんです。

それで、実はちょっとお聞きしたいんですが、ここの鎖線で囲んであるところは、この左側の本所である仕事を右側の支所でやるんですという意味で、この鎖線でくくってあるんだと思うんですけども、これも先ほど寺田委員の方からお話がありましたように、その支所でやる仕事の本所の仕事とどういようにかかわるのかっていうのが、ちょっとわかりにくいんです。支所へ行けばすべて住民には用事が達せられるんだということなのか。例えば圃場整備の問題であるとか、それからそういうような問題を支所で削るんが出せるのかどうなのかというふうなこともありますんで、そこらがちょっと不明確な問題であらうと思います。

もう一つ、ここで、実は給食センターとか保育所とかというふうなところは、従来課に相当したものと位置づいておったと思うんですが、今度は係のところへ入ったんですね。これは、これから職員の組織機構の問題にかかわってくるんでしょうが、例えばその職員の格付にしても、従来は給食センターの所長は課長相当職でおったんでしょうが、この図面を見ますと、係長相当職のように感じられるわけです。保育所の所長も同様でございます。もうその辺は、ここをどうしてこのようにずったのか、ちょっとお聞きしたいわけです。

それから、教育委員会の前回提示されたのでは指導係というのがございました。今回この指導係がなくなってるんですが、この前のお話では指導主事を位置づけて、同時に指導係を置くんだというふうなご説明だったような気がするんですが、ここはなぜ指導係が抜けたのか、そういうふうな点でございますが、ご説明いただきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 課の設置についてでございますが、具体的にどういった検討をしたのかということでもありますけど、今の時代を考えて情報課等々についても置くべきかどうかというようなことは一定程度の議論はしました。しかしながら、今以上の、今以上というんですか、これ以上の課を増やすことが、実際、行政的に、縦割りの組織をたくさん作るというふうなことになるんで、そういった意味ではできるだけスリムな方法というんですか、

のがよからうというふうなことで、最終的にはこういった形になってきています。

ですから、福祉課と保険課というふうなそこは分けておりますけど、逆に上下水道課については一本化したというようなこともこの間ございました。そういったことで、課をこれ以上増やすのは適当でないというような幹事会での判断等々からお示しをしておりますような組織図ということで整理をしてきたところであります。

本所、支所の関係であります。本所で、例えば支所の課長さんの専決事項等につきましては、本所の各課長の専決事項に準じて専決を行っていくというふうな整理をしているところであります。

まず、支所長もおるわけですが、支所長につきましては、本所の総務課長の専決事項に準じていこうというようなことで、そういった整理をしております。また、支所職員の出張であるとか、そういった面につきましては、支所長の専決事項ですよというようなことで、この破線で囲んであるところが、それぞれ関連をする支所と本所の関連をする課だということで一定の整理をしているところであります。

それと、指導主事につきましては、この表にはあらわしてないところでありますが、指導主事そのものが人の配置ということになりますので、ここにはあらわしていないということになります。指導主事そのものは、今現在も既に配置がされておりますけど、係というような表現でございませんで、この表からは削除をさせていただきました。

それと、保育所長位置づけあるいは給食センター所長の位置づけ等々につきましては、新町における一定の整理として、議会へ出る課長、それと議会へ出ない課長、そういった整理をしております。そういったところで、現行では課長であるわけですから、それを格下げということにはならないかと思っておりますけど、一定の手当等々での処遇というんですか、その辺については変えていきたいというふうに思っております。

上本会長 はい、黒木委員。

黒木委員 いや、今の教育委員会の指導係があったんですね、前。その指導係をなくして学校教育係の中で3係を前提示されておったんですが2係になっておりますんで、そのところは、指導係は学校教育係の方へ含まれるというお考えなんでしょうか。

それともう一つ、先ほどお尋ねのときに落としたんですが、部長制をどうするかということについてあったんですが、ニュアンスとしてはどうも置かないようなニュアンスに聞こえたんですが、検討してみるというふうなことだったんですが、今回もこれは置かないということで案が出されているというふうに理解すればよろしいわけですか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 後段の方からであります、部長制については置かないということで整理をしております。

それと、指導主事でありますけど、この表で言えば学校教育課の学校教育係ですか。係の中へというのちょっとあれなんですけど、課長と係長の間といいますか。位置づけで言えばそういったところへ位置づくであろうというふうに思います。

上本会長 他に質問がありますか。

豊田委員。

豊田委員 甲山の豊田です。先ほど、今270人の職員になろうと言われたのですが、13課3室あるいは支所の4課合わせて19課、室なるんですが、もちろんそれは課長でしようけど、今言われた保育所とかあるいは給食センターあるいは議会事務局等が課長級になるとすれば、一体課長級は何人になるんか。ほいで、係長は何人になるんか。これ明らかではありません。

それと、農村整備課というのが、農村というのが村がつくんですが、これどうして町の中へ村を入れるんか。どういうわけでしょう。しゃっち村を入れなくても整備はできると思うんですが。

後出てきますが、公の施設の名称については、かなり農村なんとかというのはなくしてスポーツセンターとかというようなことになっているんですよ。農村なくするんならなくして町らしくやるべきじゃないのか思うんですがね。農業整備課とか農業土木課とか、もうちょっとしゃきとした名前にした方が、町へ出ても通用するんじゃないのか。農村、広島において農村整備課長ですというて。それか、農業なんとかというのはちょっとしゃんとしたように見えるんですがね。しゃっち農村とせにゃあいけん理由はなんでしょう。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 職員数の関連であります、課長は課長なり室長なりというのはそれぞれここへお示しをしております課・室、収入役室は除きますけど、課長をそれぞれ置くようになるかと思えます。係につきましても、係長は配置をすることです。それぞれで、それぞれの課・室へ課長・室長を。

先ほどありましたように、保育所、給食センター等につきましても、やはり、保育所長とあるいは給食センター長という配置を予定をしておるところであります。これは、支所

についても同様であります。

それと、農村整備課の名称でございますが、意見はいろいろあろうかと思えますけど、事業等を行っていく場合、こういったまだ農村整備というような名称が、非常に、国の事業、県の事業にしても多うございます。そういった意味では県等におきましてもまだ、まだというのは余韻があれですけど、県等におきましても農村整備課というふうなことで、農村の整備室というようなことで置かれておるところであります。別に農村ということで新町のイメージが崩れるというようなことはないと思えますが、いかがなものでしょうか。

上本会長 豊田委員。

豊田委員 課長は、したがって何人になるんです。ここへ書いてあるとおりでって言われたけど、一切、一体何人になるん。係長は何人になるん。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 課長につきましては35名、新町における課長であります。それから、係長につきましては61名プラス併任者がいるということで整理をしておるところであります。

上本会長 豊田委員。

豊田委員 議会へ出て答弁するという、保育所あるいは給食センターは一体どこの保育所、どこの給食センターが出るんです。かわりばんこに出るというようなことなのか。どこそこのを決めてる。

金尾幹事長 あれは、出ないということの説明をしたと思う。

豊田委員 あ、出ないん。

金尾幹事長 はい。

上本会長 ほかにご質問ございますか。

はい、奥田委員。

奥田委員 世羅西の奥田です。今ちょっと聞いた中で聞きますと、課長は35人、係長は61名の併任ということは、よくある課長級で係長兼務というような表現に聞こえたんですが。

それと、後、保育所の所長の件ですが、うち世羅西でやっていますような、2カ所、2保育所の一所長というような形をとられるのか。そもそも、それぞれ保育所に1名ずつ所長配置を行われるのか、そこら辺を教えていただきたいと。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 先ほど併任と申し上げましたのは、例えば課長のところで係長を併任というふうなことは考えておりません。課長が、例えば農業委員会の事務局長を併任すると。今現在そういったことになっておろうと思いますけど、各町とも。そういったことであります。

また、係長におきましての併任というのもそういったことで考えております。例えば、今世羅町等言えば、選挙関係の係長が総務を兼務をしておるというふうなことでありまして、課長が係長兼務というふうなことではございません。

保育所の所長ですか、これは全部で13課あるかと思えますけど、13保育所へ所長を置くという計画であります。

上本会長 他にご質問がございますでしょうか。

黒木委員。

黒木委員 今の35課長とおっしゃったんですが、本所が12課3室ですね。それから、支所が4課、教育委員会が2課、それから議会事務局等で4課あるんですが、35の課長というのは、例えば保育所長さんなんかはその数の中へ入っとるわけですか。どういう意味ですか。係も61の係というふうに、ここの組織図で出てくる係を足しても61にならんですけどね。だから、相当職の者がほかにおるということですか。単純に言うと、ここにある課長のほかに課長相当職、例えば何々という、給食センターの所長とかというふうなものを含めて35人いるという、こういうことでございますか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 お尋ねのとおりであります。ですから、保育所の所長も含まれております。そして、給食センターの所長ですね。これも今の35名の中に含まれております。

上本会長 檜谷委員。

檜谷委員 甲山町の檜谷です。今組織についてお話があっているんですが、今現在の3町に分かれている職員の業務の分担、そういったものは職員から実態を調査された経緯があるんですか、どうなるんですか。今現実の業務をつぶさに調査をされたのですか。それとも、全然してないのですか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 お尋ねのことがもう少しよくわからないんですが、実態は調査をしております。ですから、幹事会でまとめたものを現場の方へ返したり、それからまたそこで、こ

れはどうかというものがあれば、再度幹事会で調整をしたりということで、何回かのキャッチボールはしてます。

上本会長 檜谷委員。

檜谷委員 それで、要するに業務の内容というのはよく把握されて組織が出たんだろうと思うんですが、これをうまくやっていこうと思うと規定なり、それから基準なり、そういったものを見直す必要が若干あるのではないかなと思います。

やはり、どの職員がどこへ行っても同じ業務の内容をしてもらわないと、住民にとつたら非常に、ある職員にとっては不公平になったり、ある職員になったら有利になったりするようなことがあったらいけませんので、要するに標準化してもらわないと困るわけですから。住民からすると、どの職員でも同じサービスを受ける権利があるわけですから、そういった規定あるいは基準を見直す時期というのが新町までにできるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 新町の事務分掌なりあるいは決済規定ですね。これは既に、これも専門部会長等々とやりとりをする中、キャッチボールする中で、既に作成をしております。ですから、これでスタートをするわけですけど、その事務分掌等に従ってやるということになればやはりやってもらうわけですけど、そのことによって、あ、このことはどこですかねというようなことはないと思います。

上本会長 他にご質問。

はい、寺田委員。

寺田委員 世羅町の寺田です。先ほどの説明で、課長職35名、係長職61名ということですが、現在3町それぞれ単独で町、10月1日の合併までは運営がされておるわけですが、課長、係長につかれない職員がいるのかいない、このことによって発生するのかわからないのか。10月1日、合併時に退職者の方もおられるというお話も聞いておりますが、そこの点についてお聞かせください。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 何名かは発生するであろうと思います。

上本会長 他にご意見ございますか。

田丸委員。

田丸委員 世羅西の田丸です。支所の方での会計扱い、出納扱いは、例えば町民の方が

住民票なんかとりに来られた場合とか、そういった料金の支払いはどういうふうな形で払っていくのかというのをちょっとお聞きします。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 従来と同じであるというふうに思っていたければよろしいと思います。ですから、支所で例えば住民票をとりますよね。それはそこで完結すると、金銭等についてはということであります。

田丸委員 出納係を置かれるということでしょうか。出納員ですか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 出納員辞令は出すようになるであろうと思います。

それと、支所に指定金融機関の職員を1名置くというふうなことになります。

上本会長 他にありますか。

はい、新井委員。

新井委員 世羅町の新井です。先ほど金尾幹事長の発言の中で、課長につかれない人が若干名出るだろうとおっしゃいましたが、先般の黒木さんの質問のときには、それらにつかれない人は課長待遇とかというようなことで、処遇するというような発言があったのですが、そこらはどがいなるのか、確かな発言をいただきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 現在課長である者を、例えば係長であるとか、そういった降格人事については考えておりません。数名ですけど、同等職として配置をするという考えであります。

上本会長 はい、新井委員。

新井委員 それでは、3町合併してのメリットというのはないんじゃないんですか。何のために3町合併して経費を少なくするとか、人員を少なくして、これからの役場などを守り立っていくというようなところがですが、そういうような処遇したり、そういうようなことをしよったら、もう3町合併したらあっさりそこでぱっきり切るべきじゃないんですか。そこらを伺いたいです。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 職員につきましては、すべて新町に引き継ぐという大前提がございます。それを、執行者側から、あなたはやめてくださいということにはなりません。

新井委員 やめるんじゃないんですよ。処遇して課長待遇で残すというような発言ですから。

金尾幹事長 ですから、その点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、わかりやすく言いますと、7級の課長、給料表が7級制になるわけですけど、7級課長、6級課長ということ済み分けをする予定であります。

上本会長 他にありますか。

黒木委員。

黒木委員 今の新井委員のご質問ですが、前回ちょっと確認したのとちょっと違うんじゃないかならうかというように思うんです。前は、職員の処遇については、課長でなくなったら格付が当然下がるんだというお話で確認がなされてきたんじゃないかと思うんです。その際、それは現給を保障しますというようなお話だったんです。それはおかしいんじゃないんですかというのを皆さんが強く言ったと思うんですね。だから、その降格は初任給等規則によって、降格する場合はこうなるんですよというふうに決まってるわけですから、それを、現給を保障する。現給でなしに直近上位持ってくるというような話さえあったわけです。そりゃ、全くおかしい話じゃないですかというふうに申し上げたんです。ですから、当然、合併特例法の中には、職員が全部引き継ぐということになっております。ですから、それは法律上そうなってるわけですから、これはもうそれに行かざるを得んと思うんですが、職員の処遇の問題については、もうちょっとまじめに考えていただかないと。そら、物笑いの種になりますよ。私はそう思うんですけど。そら、現給を保障しますというような、意味合い的にはわかるんですよ。わかるんですが、しかしそうならざるを得んというのがこの合併の宿命なんですから。そういうことはもう少し本気に考えていただきたいと思うんですがね。そらあ、当然組合交渉の問題もありましょう。しかし、そこを乗り越えていくのが、その当事者の仕事の中身じゃないんでしょうかね。今即答は要りませんが、まだ合併まで時間があるんですから、十分ご検討いただきたいと思います。そういうことを前提に、私どもはそれぞれの項目を確認してきたんですから、よろしく願いしたいと思います。

上本会長 はい、金尾幹事長。

金尾幹事長 そういう意味で言うのはおかしいのかもわかりませんが、ですから、6級の課長、7級の課長という振り分けをしているところであります。

上本会長 黒木委員。

黒木委員 課長でない者を6級の課長、7級の課長ということはないんじゃないですか。それは、課長という職をやめてのかわりに何か、例えば参与とか、何か役人はよく自

分で仕事、職名を作りますから、適当に作られるんだらうと思うんですが、少なくとも課のないのに課長というのは、6級課長である、7級課長に、それはちょっとおかしいんじゃないんでしょうかね。

上本会長 はい、金尾幹事長。

金尾幹事長 今考えておりますのが7級制を考えておりますけど、7級が課長職、課長級の職であると。6級等については課長補佐あるいは主幹、そういった整理をしていくようになるかと思いますが。

上本会長 他にありますか。

はい、新井委員。

新井委員 世羅町の新井です。このことについては、3町合併の議員さん40名を22まで落としたそれらの関係と一緒にじゃないですか。交付金がこれからなくなるといったらむしろも暫定2年を欲しかったんじゃが、そこらは涙をのんで認めてきておられるのに、ただ職員がそういうような、優遇されるようなことがあっていいんでしょうか。民間企業では、もう課長クラスは15%ダウンとか一般職員5%ダウンが、民間じゃあざらじゃないですか。それのに、幹事長言われるような公務員がそういうようなことでやりよったんじゃ、親方日の丸じゃというような考えがあったんじゃあ、これから先3町合併してもいい方向に進んでいかないんじゃないですか。そこらを、もうひとつ毅然とした態度で考えていただきたいと思います。

上本会長 宮川副幹事長。

宮川副幹事長 甲山の宮川ですけれども、給料表で7級制を今考えています。それで、7級が議会へ出る課長で、それから6級については、今説明しましたように課長補佐とか、それから課長でも、例えば保育所長、こういったところが6級課長という位置づけにさせていただいているということで、基本的には、現給の保障というものは地方公務員法でもこれはうたわれておりますので、現給保障という考え方の中で位置づけをやっていこうということで、優遇とかそういった形ではないと思います。要するに、先ほど言いましたように、支所の課長は6級課長、それから保育所の所長、こういったとこ、それから給食センター、6級課長ということの位置づけにやっております。

上本会長 ちょっと待ってください。整理させていただきます。

次、荒瀬委員。

荒瀬委員 甲山の荒瀬です。先ほど宮川さんのご発言で多少わかったんですけども、

この職制表を見ただけで責任の所在がどこにあるということが、住民の側からいえば、職制表を見ただけで自分が相談に行きたいこととかというのが、責任の所在がどこにあるかということをもっと明確に、これを見ただけでわかるような職制を、表に出すときにいただきたいというのが意見だったんですけれども、今のご発言がありました中で課長級が7級、で6級の課長がおり7級の課長がおり、課長補佐というのが明記されていけば、当然その責任の所在については明確になってくると思いますので、是非ともこれは仕上げの段階になりましたときに、だれのどこへ行きゃあいいんか。だれにどの責任があるんかというようなことが、この職制表を見たときに、ある程度、相談に行く係または課がわかり、ほいで困ったときに最終的に決断、交渉ができる人はだれなんかというようなことがはっきりわかるような形で出していただければと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 その点につきましては、庶務規程等をまたお知らせをする機会があるかと思っております。それを見ていただいて、このことはこの係へ言っていけばいいんだなというふうにわかってもらえると思っております。そういうふうなところで、やはり課のトップは課長でございますので、その課のことに関しては、課長のところで最終判断をします。そして、それでも上司との相談が必要であれば上司へ持っていくというふうなことになるのが当然でありますので、一定のトップというんですか、それは各課の課長というふうにとらえていただいてよろしいかと思っております。

上本会長 岡本委員。

岡本委員 甲山町の岡本です。基幹型在宅支援センターというのが新町に1つ設置されるというのは説明があったとおりだと思いますけれども、この組織図の中ではどの係のところなのか、どの場所なのか、ちょっと説明していただきたいということと、その人員、基幹型の職員さんの数並びにその仕事内容を、住民とのかかわるところを説明していただきたいと思っております。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 基幹型につきましては、現世羅町の保健福祉センターに置くようになるかと思っております。

それと、人員につきましては、今現在まだ検討中でございます。そういったことで、人員等につきましてどういうふうを考えておるんかということはまだ発表ができません。ということでよろしいでしょうか。

岡本委員 住民との接点を特に、ちょっと知りたいんですけど。基幹型と地域型は確認されたと思いますが、基幹型については行政がされるんでしょうから、内容を教えてください。

金尾幹事長 基幹型については行政主導で行っていきます。ほんで、地域型につきましては、以前にもありましたように、世羅西の場合は委託をしておりますので、そういった委託方式でというふうになるかと思います。

以上です。

岡本委員 さらに、住民が在宅支援について相談に参加するときには、どこに具体的に行けばいいのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

金尾幹事長 この表で言いますと福祉係であるとか、そういうところを窓口にしていただければというふうに思いますが。

上本会長 岡本委員。

岡本委員 濟いません。基幹型支援センターにはかわりのないところなんですか。それとも、どういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 福祉課と保健課ですよ。これについては当然かわりがあるかと思います。ですから、福祉係あるいは保健指導等から保健福祉センターを出していますけど、そういったところで、福祉課と保健課につきましては2課に分けてますけど、それぞれのところの係の役割がございますんで、それぞれのところへ相談をしていただくということになるかと思えます。

具体的な相談等につきましては、基幹型につきましては職員が配置してありますんで、そこでの相談にもしていただければと思いますし、地域型につきましては委託をしておるというふうなところですので、そこで相談をしていただくということになるかと思いますが。

岡本委員 濟いません。もう一つお聞きしたいんですけども、それは基幹型支援センターというのは、私はちょっと認識違いだったかと思えますけれども、それは行政主導なんですけれども、各事業所ですね。今、介護保険なりいろいろ事業所が民間等ありますけれども、それを指導されるというふうに聞いてたんですけども、住民の相談窓口としての支援センターなんですか。それとも、どういうふうに理解すればいいん、そこら辺がちょっとわからないんですけども。地域型は今民間へ、ないし他のところへ委託というふ

うに、民間があるというふうに聞いてるし、現に世羅西ではくるみ会が委託を受けておられますが、基幹型支援センターというのはどういうふうになるんですか。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 総合調整といいますか、それぞれの支援センターの指導、総合調整、そういう役目が大きいと思いますが。

岡本委員 あ、住民が直接行く支援センターではないということですか。支援センター間を調整されるということであって、住民が、ちょっと困ってるんだがというところではないんでしょうか。そういうちょっとイメージを。住民の窓口と理解しとったの、それは間違いなんじゃないでしょうか、どうなんじゃないでしょうか。

金尾幹事長 基幹型だからといって、全く住民のこと、要望聞かないということにはならないと思いますが。

岡本委員 ということは支援……。

上本会長 ちょっと整理させていただきます。挙手をして、また発言をしてください。

はい、岡本委員。

岡本委員 それでは、住民の相談に乗ってもらえるという窓口だったら、そこには相談のための専門員さんがおられるということでしょうか。

金尾幹事長 その辺の職員配置を、今担当部局と調整を行いつつあります。そういうことで……。

上本会長 ちょっと担当課が来てないんで、細に至ってはなかなか説明できないんで、これを承認願いたいと思います。

鈴木委員。

鈴木委員 1つほど。先ほど何名かの方がおっしゃいましたけれども、職員さんのことなんですけれども、実はこれで大体のことがわかりましたけれども、別に答弁の中で言われたように私たちが思っていることは、本俸、要は生活給まで下げてどうこうせって言うておられるんじゃないと思うんですよ。要は、要らないポストを含めて課長職をあえて作って、そこんところを、余り人数が減らないように配慮しましたよということではいけないよということをおっしゃっていると思いますので、おっしゃったこともわかります。確かにそりゃあ下げちゃいけんと思いますけれども、それはあくまでも基本給の問題でありまして、そこを下げてまでっていう話にはまだ皆さんは言っていないんだらうと思いますので、そういうことも含めて、実際にこういうことの課を作って、実際にこれだけの数を

せにゃあ本当にいけんかったんかなということが若干あるもんですから、そこで町長さんもやられる。議会の方もやられる。やっぱりいろいろと苦労されて、新しい体制に向かってから、住民も含めてからやっていこうとしているときに、職員がそういうことじゃいけんのじゃないんですかということをおっしゃられたと思いますので、そこらを真摯に受けとめて考えていただきたいと思います。

それと、これは機構ですから、今度は器なんですけれども、そのことはまだ決まっていんですよね。どこにどういうふうな、例えば甲山のあの庁舎の中に全部これが入るとは思いませんし、ですから甲山の庁舎には何々が入りますよということについてはまだ今検討中ということです。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 後段の部分であります、一定の物差しというんですか、それは出しています。それをもとに、今部会で検討をさせております。

それと、最初の部分であります、委員さん方からの意見は真摯に受けとめまして、やはり一定の方向というんですか、それは出しておるつもりではあるんですが、どうしても現職員は引き継いでいかなければならないということでもあります。ですが、現在の課長がすべて7級の課長になるかという、そういうことにはなりません。そういったところでの整理はさせていただいてるつもりであります。

上本会長 鈴木委員。

鈴木委員 今は5級ですよ、多分。それを7級にされるというには意味があるんでしょうが、7と6との違いというのは手当について違いますよということですね。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 本俸そのものも違ってくと当然違います。

それと、手当等につきましても違ってきます。

鈴木委員 ああ、申しわけありません。そういうことですね。わかりました。

上本会長 黒木委員、発言ありますか。

はい、黒木委員。

黒木委員 先ほど、議会へ出る課長と議会へ出ない課長というようなお話がございましたが、私はその話は納得できんですよねえ。それは、例えば議会の方から、必要に応じて出てこいというふうに話もありましょうし。だから、議会へ出る。先ほど、係長相当職、係を言いましたけれども、それは議会に出る課長とそうでない課長をここへすみ分け

したんだというふうなお話だったんですが、どうもその説明は納得しかねるんです。ですから、私が、必要な課に課長が1人おればいいんで、課のないところへ課長がおるとするのはわからないんですね。

そのことと、地方公務員法に現給保障の規定がありますというのありましたが、どこにあるんですか、ちょっと教えてください。

そんなことで、課長を、結果的には降任はないということなんでしょ、今お考えになっておられるものを見ると、どうもそのようにしかとれないんです。ですから、職員の取扱いのところで、降格する場合には現給保障しますと。しかもその現給保障すりゃあいいのに、直近上位持ってきますというまで話があったんですよ。それはおかしいじゃないですかと。それは、初任給昇格の基準の規則の中には、直近下位へ持ってくるというふうになっとるんですよ。その初任給規則変えるんですか。だから、心情的な部分と実際の取扱いをごちゃごちゃになさるといけないんで。ですから、その人間がおる限りは課長の相当職として処遇しますというんなら話はわかるんですよ。それを、6級課長じゃ7級課長じゃというようなことになっちゃあ全く意味がわからないんです。

非常に厳しいことを言うようなんですが、さっき新井委員もおっしゃったように、これは当たり前なことなんですよ、世間通常で。よその地方公共団体でも、定員を減します、5%カットしますというようなことをやってるじゃないですか、現に。現給保障するんだったらカットのことはできないんですよ。この条例事項できちんと決めなきゃいけないわけです。現給保障しなきゃあならないという地公法の規定はどこにあるんですか。まだ10月まで時間があるんですから、ひとつ十分中で検討していただければと思うわけです。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 説明の仕方が不十分なんだろうと思います。7級は課長級であります。6級は課長補佐級という整理になろうと思います。

ほんで、現課長がその6級と7級に当然分かれていくということになります。ですから、7級が課長で、おっしゃいましたように6級へ行った場合は相当職という取扱いになります。

上本会長 横山委員。

横山委員 世羅西町の横山です。ちょっとお伺いするわけですが、現在5等級制であるわけですね。今度7等級制に移行するわけですが、その移行の間において、課長級以外の職員でも、5等級制から7等級制へ移行する中で、直近上位に位置しなきゃあな

らん、移行せなきゃならんことになるような話だったんですが、それに対する財政面への波及効果が非常に大きくなってくるんじゃないかと思うんですが、そこらの点についても検討をされておるでしょうか。わかりますか。私が言ってることわかりますか。5等級制を7等級制に移行するわけですね。2等級増やすわけですから、全員……そうじゃないんですか。そうでしょう。だったら、それに対する、やっぱり直近上位に位置すると、また相当、その現給保障をしたにしても相当波及してくるんじゃないかならうかと思うんですが、そこらどういうふうに検討しておられるか、ちょっとお伺いします。

上本会長 はい、金尾幹事長。

金尾幹事長 今の5級制を7級制に広げるということでありまして、そういった意味においては下がる職員、将来賃金を考えた場合、下がる職員が出てきます。要するに、1級から5級まであって、5級の最高のところが、5級のある範囲が7級へ行くということですから、総額というんですか。例えば、全体的には下がってくると思います。

それと、やはり3町それぞれ水準というんですか、それが違いますんで、それも調整する必要があります。それは高い方へ調整をするということにはしておりません。

上本会長 ここでちょっと休憩を挟ませていただきましょう、時間がちょっと大分たったんで。まだ手が上がっておったのが確認できてございますから。10分ほど休憩させていただきます。

3時25分に開会させていただきます。

午後 3時20分休憩

午後 3時30分再開

上本会長 時間がもうオーバーしてますんで、再開します。

いろいろご意見もいただいておりますが、かなり時間も経過しました。質問を受けないということはしませんが、できるだけ簡潔にご質問いただいて、ひとつ報告事項ではなくして、その点ご理解いただきたいというふうに思います。申しわけございません。

じゃ、溝上委員。

溝上委員 どうもよくわからんのですけども、これ、本当の課長さんとうその課長さんがあるということなん。議会へ出られる、ここのこういった収入役の下の総務課長さんから上下水道課長さん。ああ、下の生涯学習課の。ここまでが課長さんであって、これ14名ですか。ほいで、あとの支所については、これは課長ではないんですよ。いわゆる課長補佐。今、何級何級についても、我々ちょっとよくわからんのですけども、議会へ出

て、出られる課長さんが本当の課長さんだろうと思うんですが、ほんでそうなったときに、これは合併するんで、課長さんをなくすることができんので暫定的にこうやるんか。将来ともこの35の課長さんという形で、この組織ですっと残っていくんか。ちょっとやっぱりそこらわかりにくいんですよ。

35名の課長さんで将来ともやっていくということなんか、これはたちまちどうもしようがないという話なんか。そこら、庶民にわかりやすうにひとつ説明していただけたら思うんですが。何号何号というのちょっとわかりにくいんです。済いません。

上本会長 宮川副幹事長。

宮川副幹事長 ちょっと済いません。私が説明したことでちょっと誤解というか、私もちょっと間違っただけを言っていましたので、地公法で現給が保障というのはこれは間違いでございまして、不利益を与えないということの基本の中で言ったという考え方です。

それと、議会へ出る課長と、それからそうでない課長というのはわかりやすく言ったつもりなんです、基本的には、7級と6級というのは、課長はあくまでも課長で、それからの支所にしても保育所の所長にしても課長補佐待遇ということであって、現在各町において課長でございますので、当面は課長待遇としてという扱いで、ただ6級の課長補佐級のところへの位置づけというふうに認識していただければいいんじゃないかと思うんですが。

上本会長 他に質問がございますか。

はい、鈴木委員。

鈴木委員 最後にしますけれども、私は、5級を7級にされた意味ですよね。とらざるを得なかった、採用しなければいけなかったことの根拠をちょっと教えていただければ。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 職階制を引いたということです。職務職階を明らかにしたと。

鈴木委員 きちっと、へえじゃけそこへはポストはめるということ。

金尾幹事長 ですね、はい。

鈴木委員 はい、わかりました。

上本会長 石岡委員。

石岡委員 石岡でございます。ちょっとお伺いするんですが、これは、今の、ほんまの課長うその課長というようなことではなしに、農村整備課、環境整備課、建設、いわゆる土木、建設部ですかね。この関係で、今までの小さい町であつたら専門職というわけには

いかんということで、この前税務課へおっさんが土木の方へおったというようなことで、非常に業者にばかにされるような格好のあれが現実にあったと思うんです。これは言っても言わなくても現実にあることなんです、今度3町合併したら3町の職員の中で、これの5課の専門職相当のんが埋められるのかどうか。今までのやり方を改正されるのかどうか、ちょっと意見として聞いておきたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 今の3町に専門職がおるかということ、なかなかそうではないのが現状ではなからうかと思えます。あるいは、その職にたけた人も中にはいるという実態もあろうかと思えます。やはり、組織機構のところで、専門ということ協定書の中でうたってますんで、今後あるべき方向とすれば、やはりそういった技術畑は技術畑での登用といえますか、そういった方向にしていけることが、今言われたようなことに対応できるのではなからうかと思えます。そうは言いましても、一定の首長の考え方等も出てこようと思えますんで、そこら辺でとどめさせていただきたいと思えます。

上本会長 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 それでは、一応、新町の行政機構につきましての報告につきましては、一応のところこれで終わらせていただきました。

続いて、報告第29号公の施設の名称について報告します。

山口事務局長。

山口事務局長 資料9ページをお開きください。その前に訂正をお願いしたいところがございます。10ページの甲山町のところがございますが、その他のところに、現名称が甲山町総合交流ターミナルとあります。新名称が、これが甲山町総合ターミナルと同じになっておりますが、「町」を削除いただきまして、「甲山総合交流ターミナル」に訂正をお願いいたします。深くおわび申し上げます。

それでは、9ページ、報告第29号公の施設の名称について。

公の施設の名称について、別紙のとおり報告する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

これでございますけども、公の施設の名称については、住民がなじんでいる現在の名称を使用することを大原則とし、特に地域を示す表現は、現在の名称を最大限尊重して整理

をしました。原則として、学校、保育所及び診療所には、冠に世羅町立をつけて、その他は冠に世羅町をつけております。しかし、例外がございまして、観光関係施設や集落などに密着した施設で、従来から町がついてないなど、世羅町を冠につけない方がわかりやすいと感じられる施設については、正式名称に冠をつけておりません。この施設とは、観光関係施設、消防屯所、集会所、共同墓地、飲料施設、町営住宅、簡易水道、浄水場、汚水処理場などがございます。また、3町に類似の施設がそれぞれある場合や、旧町地域に密着した施設については、甲山、世羅、世羅西の地域名を頭につけております。また、機能などを表現する名称の統一については、個別の事情により判断をいたしております。

なお、世羅西の表記については、小学校やタウンセンターなど、最近建設をされた新たな施設は世羅西を平仮名表記をしているということから、中学校以外は今回すべて平仮名表記としております。

10ページから11ページまでの公の施設の名称を、現名称、新名称で、住民の方に特に関係する施設を掲載しております。

以上で説明を終わります。

上本会長 公の施設の名称につきまして報告させていただきました。

ご質問をいただきます。

黒木委員。

黒木委員 今のご説明の中に、現在の名称を尊重してやったということのようでございますが、あそこの人権関係のところですが、世羅町は現在世羅町福祉会館、世羅西は世羅西町人権センターになっておるんですが、甲山町は甲山文化センターになっとんですが、これを今回は、世羅と世羅西にあるのは人権センターになっとるんですが、甲山はそのまま甲山文化センターにしてあるんですが、ここは統一するというようなお考えはなかったんでしょうか。

上本会長 宮川副幹事長。

宮川副幹事長 現在の名称を尊重したということです。

黒木委員 じゃあ、ここ書いたんでええが。

上本会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようですから、名称につきましては以上で報告させていただきます。

続いて、報告第30号新町の指定金融機関について報告します。

山口事務局長。

山口事務局長 資料12ページをお開きください。

報告第30号新町の指定金融機関について。

新町の指定金融機関について、次のとおり報告する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の指定金融機関について。

新町の指定金融機関については、尾道市農業協同組合とする。

以上で説明を終わります。

上本会長 以上で報告を終わります。

ご意見、ご質問ございますか。

はい、井上委員。

井上委員 はいじゃ、ちょっとお聞きします。

何ら反対でも何でもないんですが、確認だけさせてください。

今回、公的指定金融機関が尾道農業協同組合ということになっとなんですが、こういったことに至る経緯について、3町の町長さんの段階でいろんな検討なされたと思うんですが、どういった状況あるいはどういう状態で町の指定金融機関に入ってこられるのか。あるいは、こちら側の3町の町長さんの段階で、条件等々つけられてそれを承諾の上で尾道市農協が入ってくるのかどうなのかということと、世羅西の状況見ると、玄関近くへという意味ですか、キャッシュカード、そういうコーナーを設けてあるわけですが、新町において農協さんは本所並びに支所について、そういうことをどのように考えておられるのかと。それが1点。

そしてもう一つ、漏れ聞いた話なんで、私もはっきりしたことはわかりませんが、今世羅郡農協が地域本部という形になって残ってるわけなんですけど、合併後、これが2年後、どうやら地域本部ということがなくなって引き上げられるというお話をちょっと漏れ聞いたんですが、それも要するに三者の中で納得の上あるいは確認の上で農協さんを金融機関として指名されたのかどうなのか。恐らく地域本部が支所という形に、2年、3年先にはなるんじゃないかなと思うんですが、そういうこともご存じの上でやられたのかどうなのかをちょっと確認をしてみたいと思います。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 まず1点目の経過についてであります、事務方としまして指定金融機関決定に当たってその資料となるものが必要であろうというふうなことで、郡内にあります金融機関に対しまして一定の説明会を開きまして、こちらの要求事項に回答していただくという作業をしております。そういった中で、4店舗からそれぞれ回答をいただいて、その整理をしてきたところであります。

それから、そういった中で、助役段階での判断というんですか、そこらにつきましては非常に困難であるということで、町長を3町長の政治的判断にお任せするというので、助役段階としては整理をしてきたところであります。

それと、ATMの件であります、ATMについては本所に置くということをお返事をいただいております。支所にはございません。

それと、地域本部が支所になるのではないかということについては、まだ私の方、これは個人的ですけど聞いておりませんので、お答えをしかねるところであります。

上本会長 よろしいですか。

はい、豊田委員。

豊田委員 豊田です。農協になったという点では別に問題ないと思うんですが、今まで甲山町は広総でやってきて今もみじになってますが、特別、小さいことはあったんだと思うんですが、これといって議会に報告されるような問題点はなかったんですね。

農協については、私個人の関係でも、貯金、預金等の関係ではもう数件の問題は確かにありました。こういう点は、公金管理のところになって一件ともあつてはならんことなんです、新しい契約においてはそういう点はどのようにしっかりさせるんか。農協の人事もいろいろぐるぐる変わって、先ほどもありましたが、貯金のとけへおるかと思えば営農の方へ行っておるとかいろんな、専門、適性分野に配置されてないという場面もあるのではなからうかという点が起こると思うんです。銀行はもう既に銀行の職員だけでやりますから専門性が高いと思うんですが、そういうこと等を勘案して、事件・事故があつてはいけないんですが、そこらはどういう契約、どういう指摘をして新しい指定金融機関にするのかお聞きします。

上本会長 金尾幹事長。

金尾幹事長 契約の件でございますが、まだ契約はいたしておりません。今、そのところを、収入役等を中心に詰めてもらっているところであります。

それと、職員の適性配置というんですか、その点については強く要望をしていくべきで

あろうというふうに思います。

上本会長 はい、豊田委員。

豊田委員 他の自治体等全国に関係しますが、指定金融機関と自治体との関係で大きく問題になった点、幾つか上げてください。

上本会長 どういうことでしょうか。

豊田委員 なけらにゃない。参考までにお伺いしたい。

上本会長 今回の報告事項のと少しご意見がそれるというように私感じますんで、答弁の方はご容赦いただきたいと思います。

いかがでしょう。ほかにはありませんか。

はい、溝上委員。

溝上委員 あ、溝上です。世羅西の場合は、今のもみじ銀行ですか。あれがあそこへATMですか。現金出し入れできる機械を置いとるわけですが、これがなくなるということなんですか、指定金融機関変わったら。

上本会長 今田副幹事長。

今田副幹事長 もみじ銀行さんからそうした話は正式には聞いておりませんが、やはりメリットとかいろんなことを考えられたらそういう懸念は頭の中にあります。

上本会長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようですから、指定金融機関についての報告は以上でございます。

続いて、次第3(3)の協議事項に移ります。

協議第72号平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定について、事務局から説明いたします。

山口事務局長。

山口事務局長 資料13ページをお開きください。

協議第72号平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定について。

平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定について提案する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定について。

平成15年度世羅郡三町合併協議会歳入歳出決算を別紙監査委員の監査報告をつけて認

定に付する。

14ページをお開きください。

平成15年度世羅郡三町合併協議会歳入歳出決算書。

歳入。一金2,400万3,000円。当初予算額でございます。一金2,256万8,000円、現計予算額。一金2,256万8,654円、歳入決算額でございます。

歳出。一金2,400万3,000円、当初予算額。一金2,256万8,000円、現計予算額。一金2,172万428円、歳出決算額です。

歳入歳出差し引き残額84万8,226円。これにつきましては、平成16年度へ繰り越すというものでございます。

次に、15ページをお開きください。

平成15年度世羅郡三町合併協議会歳入決算書。

1款負担金、1項負担金、予算現額1,800万円、調定額1,800万円、収入済額1,800万円でございます。

2款繰越金、1項繰越金、予算現額412万6,000円、調定額412万6,730円、収入済額412万6,730円で、予算現額と収入済額との比較ですが、730円の増です。

3款諸収入、予算現額44万2,000円、1項預金利子、調定額162円、2項雑入、同じく44万762円、それぞれ合計をしまして、調定額44万924円、収入済額は44万924円で、比較では76円の減であります。

歳入合計。予算現額2,256万8,000円、調定額2,256万8,654円、収入済額2,256万8,654円で、比較で654円の増となっております。

平成15年度世羅郡三町合併協議会歳出決算書ですが、1款運営費、予算現額1,483万2,000円、1項会議費、支出済額が418万8,784円、2項事務費1,145万707円。それぞれ支出を足しまして支出済額が1,433万4,491円、不用額が49万7,509円で予算の比較も同じでございます。

2款事業費、予算現額745万6,000円、1項事業推進費、支出済額738万5,937円、不用額が7万63円、比較も同じでございます。

3款予備費、予算現額28万円、1項予備費で支出済額0で不用額が28万円。歳出合計が、予算現額2,256万8,000円、支出済額2,172万428円、不用額が84万7,572円、比較も同じでございます。

次のページをお開きください。16ページ。16ページは、歳入歳出決算事項別明細書でございます。

1款負担金、1項負担金、1目負担金で、これは1,800万円の調定で、収入済額1,800万円でございます。これは、3町それぞれ600万円ずつの負担金で1,800万円ということでございます。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。調定額412万6,730円、収入済額412万6,730円で、平成14年度からの繰越金でございます。

3款諸収入、1項預金利子、1目預金利子でございます。調定額162円、収入済額162円で、これは預金利息でございます。

2項雑入、1目雑入でございますが、調定額44万1,762円、収入済額44万1,762円で、これは寄附金・調印式会費などで雑入としております。

歳入合計が、予算現額が2,256万8,000円で、調定額2,256万8,654円、収入済額が2,256万8,654円でございます。

17ページ、歳出決算事項別明細書でございますが、1款運営費、1項会議費、1目会議費でございます。報酬が、支出済額が315万9,000円、需用費38万3,687円、委託料が64万6,097円、それぞれ合計しまして、会議費418万8,784円を支出をして、不用額が35万2,216円でございます。

2項事務費、1目事務費、報償費16万5,596円、支出済額16万5,596円、需用費172万326円、役務費21万円、委託料28万4,650円、使用料及び賃借料が306万4,735円、備品購入費57万5,400円、償還金、利子及び割引料で412万5,000円の支出済額でございます。それぞれ合計して1,014万5,707円、不用額で14万5,293円となっております。

2款事業費、1項事業推進費、1目事業推進費でございます。需用費支出済額が173万1,566円、役務費が17万4,841円、委託料547万9,530円、それぞれ合計しまして738万5,937円を支出しております。不用額が7万63円でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、28万円の予算現額で、支出済額はございません。不用額で28万円、歳出合計が、予算現額2,256万8,000円、支出済額2,172万428円、不用額が84万7,572円となっております。

以上で説明を終わります。

上本会長 続いて、平成15年度の決算につきましては、監査委員さん方の監査をいただいております。監査委員の会計監査報告をお願いいたします。

野曽原監査委員。

野曽原監査委員 それでは、ただいまから監査報告をいたします。

先月5月20日、平成15年度の世羅郡三町合併協議会の会計監査、これを実施いたしました。このとき、甲山町からは橋本監査委員、それから世羅町からは田中監査委員、それと世羅西から不肖私野曽原が参加して、3人でもってやらせていただきました。

会計につきましては、皆さんご承知のように世羅郡三町合併協議会の規約並びに財務規定というのがございまして、これに照らし合わせまして、預金通帳、日計表、その他関係帳簿並びに証拠書類、これを相互にご都合検査いたしまして、細部にわたりいろいろ見せていただきましたが、計数上の不符号もなく適正に処理されておりましたということをごに申し上げまして監査報告を終わります。

以上。

上本会長 ありがとうございます。

ただいま事務局が説明しました決算並びに、また監査委員さんから監査報告につきまして、委員の皆さんの中からお意見、ご質問がございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようでございますので、平成15年度世羅郡三町合併協議会決算認定についてはご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。

続いて、協議第73号平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算についてを、事務局から説明いたします。

山口事務局長 19ページをお開きください。

協議第73号平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算について。

平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算について提案する。

平成16年6月23日提出。

世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算について。

平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ835万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるということで、21ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。2款繰越金、既定額1,000円、1項繰越金84万7,000円を増額補正し、計84万8,000円でございます。

歳入合計、既定額750万3,000円、補正額84万7,000円、計が835万円となります。

歳出。2款事業費、既定額335万円、1項事業推進費84万7,000円の増で、計419万7,000円でございます。

歳出合計750万3,000円、補正額84万7,000円で、835万円となります。

22ページ。

歳入でございますが、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、これは平成15年度からの繰越金で84万7,000円としております。

23ページ。

歳出。2款事業費、1項事業推進費、1目事業推進費でございますが、既定額335万円、補正額が84万7,000円です。これは、需用費を14万7,000円、これは町章募集の印刷、チラシ等のもので、今回増額をさせていただいております。

それと、委託料の方で、町章類似調査委託業務で160万円。新町例規作成業務委託料を90万円減額し70万円ということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上で説明終わります。

上本会長 ただいま事務局長より説明申し上げました補正予算につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質問がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようですから、平成16年度世羅郡三町合併協議会補正予算についてはご確認いただいたということでさせていただきます。ありがとうございました。

以上で議事の方は済みましたが、次第4その他、何か。

上本会長 事務局の方は別に提案はないようですが、委員の皆さん方で何かございますでしょうか。

寺田委員。

寺田委員 世羅町の寺田です。これ5月12日に発行されました世羅郡三町合併協議会だより第20号にかかわってちょっと質問なり教えていただきたいことがありますので、二、三、お願いをいたします。

世羅郡三町の当初の予算がここに乘っておるわけですが、これは今まで合併協議会でも質問やら答弁の中で、通年予算ということで編成されとるもんだらうというように解釈をするわけですが、そこで、この予算に乘っております繰入金ですね。合併協議会、当初からずっと質問してきたんですが、議会で議決されてないものを、しかも公表するわけにはいかんということでもまだに公表されてないんですが、この当初予算に基づいて3町が繰入金を、16年度当初予算で基金を取り崩されておると思うんですが、この予算どおりに執行したと仮定された場合に、合併、10月1日ですか。現在に基金は各町、できれば各町教えてほしいんですが、3町そろってでもいいですが、幾ら残るのかということをお願いしたいと思います。

それにかかわって実質的には、使える基金と使えない基金があると思うんですが、使える基金についてのみでも結構です。

それから、大変、当初予算組むに当たっては苦慮されたことと思うんですが、3カ月余りに合併を控えて、今の時点で一番心配しとる点等があり、まあ心配しとらん言われりゃそれでいいんですが、心配しとること等があれば、各3町の町長さん、助役さんでもいいんですが、お願いしたいと思いますが。それにかかわって3カ月後の合併後の新しい世羅町としてのスタートはスムーズにいく。いかないといけないわけですが、住民に迷惑のかからないようなスタートができるんだらうと思うんですが、そこらの点についてお願いをいたします。

以上です。

上本会長 持ち込み基金については、世羅西町は3月の協議会で申し上げとるはずなんで、控えさせていただきます。

じゃ、どこでされますか。

甲山町は宮川助役か。

宮川副幹事長 ちょっとここへ確かな資料がございませんけれども、2億3,000か4,000というところだと思います。

上本会長 世羅町、金尾助役。

金尾幹事長 持ち込みの基金、今想定しておりますのが、16年度の取り崩しを行って4億円。

上本会長 懸案事項いろいろあるのはありますけども、いずれ新町において調整するという項目が随分あるんで、そこら辺は少し早く整理されるように、我々もそれまでできることはできるだけ整えておこうということでやっておられると思いますんで、合併後にどれが問題になるという考え方を話すのはなかなか難しいと思いますが、今の時点でね。

はいどうぞ、寺田委員。

寺田委員 私が尋ねたいのは、そういった調整に時間がかかるということも住民に迷惑がかかることにつながってくるんでそういった心配もあるんですが、財政的な面での心配はされておらないのかどうか、そういったことについてお尋ねします。

上本会長 一般論でよろしいですか。

三位一体の改革というのが、特に平成16年度の予算編成のときに、少し非常に厳しいものになって、実質的に前年対比12%減という事態に追い込まれて、全国的に町村が16年度の予算編成に苦慮したということがあって、総務省主導の合併が少し、財務省の意見が強く入り過ぎる中で、この春、全国6団体、県、市、町の各団体が6団体武道館集まって総決起大会ということなく三位一体の改革の中身の実効性をうたったようなことございます。そんな中で、これから、さらに三位一体の改革の中身が地方にとって厳しいものになるとすれば、財政的には非常に窮屈になるのという予想はできるところなんですけど、知事以下、そのことについては、一生懸命にいろんなところの調整、国・県との、国との調整を図っていただいて、特に広島県は合併先進県でございますんで、そこら辺についての整理はしっかりやっていただいているということだと思いますが、まだまだ不確定、不透明なところはあるといように私は認識があります。何かあったら言ってください。ないですか。

上本会長 以上です。

小川委員。

小川委員 2点だけお聞きいたします。

他町のことではなんなんですけど、救急設備を世羅西さんやられるということをしていろいろと

お聞きして、議会の方でも私の方でもいろいろと審議されるわけですが、その後の経過報告を担当町の町長の方から説明していただきたいと。

それともう一点は、建設計画がなされてから、新町においての建設計画がなされてその後、この建設計画に狂いは生じていないかいるか、そこら辺もひとつあわせてご報告をお願いいたします。

上本会長 1点目については今田助役の方からお答えさせていただきます。2点目については金尾幹事長でお願いします。

今田副幹事長 それでは、世羅西の救急業務のこのこれまでの経過報告を若干させてもらいたいと思います。この件につきましては、この協議会で建設計画等々に確認をされておりますけれども、要するに経常経費が高つくると非常に財政が厳しくなるんで、どういう方向で進めているかということだろうと思っておりますけれども、現在、三原市の消防局の方と、一応旧町段階でできる準備はしていこうということで、平面図なり計画なり人的配置の問題、それから補助金の獲得の見込み等を三原市さんと調整をしまして話を進めておる段階で、それで敷地の方につきましては若干の造成を済ませておりますし、またこれに伴う、町としての気持ちとしまして、基金でも作って持っていこうとか、そういうふうな心の準備はさせてもらっております。

詳細につきましては、消防防災の担当、3町の課長さん方と協議をしまいたいというふうに思います。

それと、最後の新町の建設計画のことなんですけれども、これは先ほど会長が説明しましたように、他の市町村の例を見ましても、例えば安芸高田市が新町建設計画に沿ってやったら7億5,000万円の財源が足らなくなったから、これは旧町が持ち寄った基金で当面をしのいでいこうというふうな状況になって、こうした状況から見ると大変厳しい状況であるというふうに今考えておりますけれども、今日確認をされております建設が、すぐといいますか、計画どおりに進捗されますように、今後の新しい火葬計画なりの後期の計画の中で最終的な詰めを急いでまいりたいというふうに考えております。

上本会長 小川委員。

小川委員 当初1億円という救急設備の話聞いておりますが、その後やはり1億円ぐらいかかる予定なんですか、どうですか。

上本会長 今田助役。

今田副幹事長 これは大変微妙な問題といいますか、三原市さんそこへ、交代制の人員

体制の問題で当初お話を申し上げたのは約10名か11名体制でというお話の中で、3町協議の中で1億円程度という話をしておるんですが、これはやはり今各町とも、三原市さんも大和町さんを含めた消防のあり方等々かなりの問題点もあるというふうなところからもう少し検討させてほしいというふうな話も聞かせてもらっておりますので、早い時期、もちろんこの経常的な経費が低減できるような方法で、世羅西町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

上本会長 他にありますか。

豊田委員。

豊田委員 豊田です。合併協ももう終わりに近づいとんですが、最後になるかもわかりません、その合併協は、一体何が出るのか、何を出さなければいけないのかという点はどうか。あるいは、さっき組織機構図等でもかなりの時間を要しましたが、これはやはりもっとわかりやすいものを出されないから質問が多いんです。もっと親切に、大体見ればわかるようなものを提示されるべきです。答弁の方もちょっとしどろもどろの点もかなりあったと思うんです。もっとすばっとできるような答弁がさっとできるように、もっと資料の方もそろえて出してもらいたい。集まってきとる者、素人かなり多いわけです。行政関係のもんではないんです、全部がね。わかりやすい資料出してもっとスムーズに事が運ぶように、もっと親切なものを出されるべきだと思います。

条例とか規則とかそのほかの決まり事等は、一体、全容はいつ明らかになるのか。

以上です。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 豊田委員のご質問にお答えをします。

最後の合併協議会で何をするのかというこういうご質問でございますが、まず解散について協議をいただくこととなります。それで、それまでに準備をした中身で協議会の方へ報告すべき事項があれば、それもあわせて報告をさせていただくと、このように考えております。

それと、資料についてもう少しわかりやすいものを出すべきだということのご意見でございますけども、これにつきましてはできるだけわかりやすい資料に努めていきたいと、このように思っております。

条例規則の全容がいつ明らかになるかということでございますが、現在、冒頭会長のあいさつにもございましたが、そういった、進捗率が60%という段階でございますので、

明らかにできるということになりますと、やはり専決処分をした後、一定の整理をしたものをもって新町の議会等へ報告する中で明らかにしていく条例等についてはそこで明らかにしていくし、規則については告示をしながら明らかにしていくと、こういう手続になるうかと思っております。以上でございます。

上本会長 他にありますか。

檜谷委員。

檜谷委員 出過ぎた要望かもわかりませんが、我々この協議会の中で議員定数とか決めました。10月1日から50日以内に選挙しなければなりません、私個人的な要望なんです、できるだけ早い時期に選挙していただいて、決めることは決めてほしいと要望するわけです。出過ぎた要望かもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

上本会長 山口事務局長。

山口事務局長 新町における新町長並びに新町議会議員の選挙につきましては、10月1日の暫定選挙管理委員会の中で早期に実施できるよう計画がされるものということ思っております。そういうことでお答えをさせていただきたい。以上です。

上本会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

上本会長 ないようでしたら、一応これで閉会させていただきます。

長時間にわたって本当に慎重ご審議いただきましてありがとうございました。

引き続き、また委員さん方の格別のお力をいただきまして、立派に合併がスタートできるように思っております。以上でございます。

次回の合併協議会、これ最終になるわけですが、8月25日を予定してございますんで、また機会を通してご案内申し上げますが、よろしくお願ひいたします。

本日は大変ありがとうございました。

午後 4時23分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の檜谷睦宏委員 松村明美委員 三木俊三委員により内容が確認され署名を頂いております。